

## 市報あまがさき広告掲載ガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは尼崎市広告掲載要綱（平成19年11月7日制定）及び尼崎市広告掲載基準に基づき、尼崎市が発行する広報誌「市報あまがさき」（以下「市報」という。）に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (広告の大きさ・位置・色等)

第2条 広告の大きさは、縦75ミリメートル・横165ミリメートル（0.35ミリメートルで黒100%の囲みを含む。）。その位置はページの下1段とし、掲載ページについては広報課が決定する。文字の大きさは原則8Q以上（ただし、地図内の文字のほか、市が認めるものについては、それより小さくても可）とし、色はCMYKのシアンと黒の2色刷りとする。なお、広告掲載内容については、市報あまがさきの配布期間（毎月3日まで）に配慮したものとする。広告掲載内容の問い合わせ先は表示する。

### (広告の表示)

第3条 前条の枠内には、黒100%で縦4ミリメートル・横8ミリメートル（0.2ミリメートルで黒100%の囲みを含む。）の囲みの中に、大きさ14Q（フォントは「新ゴ」、フォントスタイルは「R」）の文字で「広告」の表示を行うこと。表示は上野から1ミリメートル、左野から1ミリメートルの位置とする。

### (データ形式等)

第4条 Adobe Illustrator で作成（ファイル形式はEPS。ファイルのバージョンは原則としてCCとする。）し、文字はアウトライン化して、完全データで入稿する。なお、画像データ等をリンクさせる場合は、元データも併せて入稿すること。写真データのファイル形式はpsd。

### (禁止画像)

第5条 次の画像を含む広告は禁止する。

- (1) 著作権を侵害するもの
- (2) 肖像権を侵害するもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) その他市報に掲載する画像として適当でないと市が認めるもの

### (色調)

第6条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、背景に模様やイラスト、写真を使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字が読みやすくするよう配慮しなければならない。

### (解像度)

第7条 写真の解像度は300dpi以上とし、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

### (協議事項)

第8条 前各条に定めのない事項で、業務の円滑・適正な遂行に必要な事項については別途協議の上、決定するものとする。

以上

# みほん

広告掲載枠

縦 75mm × 横 165mm

広告掲載枠

縦 75mm × 横 82mm

広告掲載枠

縦 75mm × 横 82mm